

## 確定申告はパソコン・スマホで!! [e-Tax]

確定申告には、ご自宅等からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくてもマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。なお、平成31年1月以降、確定申告を税務署の確定申告会場や窓口等で、ID・パスワードの発行を受けている方は、令和3年1月以降、ご自宅等でパソコンやスマホから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、税務署で発行を受けたIDとパスワードを入力すれば、e-Taxで申告することができます。

また、ID・パスワードをお持ちでない方は、最寄りの税務署で発行していますので、確定申告に向けて事前取得をお願いします。

ID・パスワードを使った確定申告は大変便利です。感染防止の観点からも、ぜひご自宅等からID・パスワードによるe-Taxをご利用ください。

- ※1 ID・パスワードはお手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。
- ※2 ID・パスワードの取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
- ※3 マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。



問 太田税務署(代表) ☎0294-72-2171

## 後期高齢者医療制度における第三者行為による被害届について

交通事故などの届け出のお願い（保険証を使うとき）

交通事故など第三者(自分以外)から受けた傷病について、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受ける場合、法令に基づき被保険者による「第三者行為による被害届」の提出が必要となります。

### 1 第三者行為とは

- (1) 相手がいる交通事故
- (2) 傷害事件に巻き込まれた
- (3) 他人の犬に噛まれた など

### 2 このような場合も届け出が必要です

- (1) 自損事故を起こした車に同乗していた
- (2) 自身の過失が大きい事故(過失の割合に関係無く提出の義務があります)
- (3) 相手が不明の事故

### 3 保険証が使えない場合

- (1) 通勤中や業務中の負傷（労災保険の対象となります）
- (2) 飲酒運転や無免許運転
- (3) けんかや泥酔による負傷

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線167

## 行政情報アプリ「ひたまるアプリ」について

行政情報アプリ「ひたまるアプリ」の使いやすさ向上のために、アプリの修正を行いました。修正内容をアプリに反映させるためには、アプリの更新を行う必要があります。

- 修正内容 ホーム画面等の項目に通知アイコンが表示されるようになりました。更新方法については、右記QRコードからホームページにアクセスしてご確認ください。



{QRコード}

問 本庁 秘書広聴課広報戦略G ☎52-1111 内線307